

学校等における感染症対策等支援事業（R3補正）FAQ（詳細版）

R4.1.21（Ver.1）

|     |       | Question   | Answer  | 備考   |
|-----|-------|--|---|--|
| Q 1 | 総論    | 既存の継続支援事業について、上限額まで交付決定を受けていない学校法人は、今回の新たな事業は申請できないということでしょうか。 | 継続支援事業で上限額まで交付決定を受けていない又は継続支援事業に申請していない学校法人でも申請は可能です。<br>継続支援事業において交付決定されている金額に残額がある場合には、まずはそちらをご活用ください。  |  |
| Q 2 | 総論    | 本事業概要如何。   | 本事業は、各学校が児童生徒の安心安全な学習環境を確保しつつ、教育活動を着実に継続するため、 <u>地域の実情に応じた必要な学校の感染症対策等を講じる取組及び児童生徒の学びの保障をするための取組を実施するための経費を支援するものである。</u><br>これらの取り組みを学校長等の判断で迅速かつ柔軟に実施することができるよう、令和2年度第3次補正予算に計上された「感染症対策等の学校教育活動継続支援事業」（以下、「継続支援事業」という。）と同様に、学校規模に応じて1校当たり90万円～270万円程度（国庫補助率1/2）を配分することとしている。 | 令和2年度第3次補正において既に交付決定を受けた継続支援事業の予算について、未執行分がある学校設置者については、未執行分を全額執行し、消毒液等の保健衛生用品の既購入分をお使いいただいた上で本事業を活用いただく事を前提としているため、御留意願いたい。 |
| Q 3 | 総論    | 本事業は、令和2年度第3号補正で措置された「継続支援事業」と同様と考えてよいか。                       | 本事業のうち、学校における感染症対策に係る支援及び子供たちの学習保障に係る支援については、基本的には同様であるが、継続支援事業において対象としていた教職員の資質向上のための研修等支援及び都道府県事務費については、本事業で対象にしていないので留意されたい。   |  |
| Q 4 | 総論    | 本事業の執行スケジュールはどのように考えているのか。                                     | 今国会で補正予算の成立後直ちに交付決定ができるよう事前準備として、令和3年12月20日付けの事務連絡にて実施要領案等をお示しし、事業計画書の提出を依頼。国会における審議経過にもよるが、早ければ、2月中旬頃には交付決定を行いたいと考えている。  |  |
| Q 5 | 会計処理  | 令和4年度に、改めて追加募集を行う予定はあるのか。                                      | 令和3年度事業における予算残額が生じた際に、文部科学省において翌年度への繰越し手続きを完了した場合には、令和3年度中に交付決定を受けていない自治体等向けに令和4年度における交付申請を受け付ける予定である。詳細については執行状況を鑑み別途連絡するので注視いただきたい。   |  |
| Q 6 | 会計処理  | 今年度、継続支援事業を執行中であるが、経理を区別せず一体的に管理することは可能か。                      | 本事業と継続支援事業は別事業・別予算であるため、交付申請や実績報告にあたってはそれぞれに報告する必要があることから、支出を証明する帳簿や資料等で明確に分けることが必要となる。（本補助金交付要綱第19条参照）   |  |
| Q 7 | 感染症対策 | いつからの契約が補助対象となるのか。   | 実施要領にあるとおり、本事業予算が閣議決定された令和3年11月26日以降の契約からが補助対象となる。  | 令和2年度第3次補正において既に交付決定を受けた継続支援事業の予算について、未執行分がある学校設置者については、未執行分を全額執行し、消毒液等の保健衛生用品の既購入分をお使いいただいた上で本事業を活用いただく事を前提としているため、御留意願いたい。 |

|     |       |  |   |  |
|-----|-------|--|---|--|
| Q 8 | 感染症対策 | 感染症対策用の保健衛生用品等の購入に当たっては既に配分されている継続支援事業の経費と一体的に経理してもよいのか。                                     | 本事業は、令和3年11月26日以降の契約からが補助対象となるため、それ以前の契約については継続支援事業の経費を充当することになる。なお、令和3年11月26日以降は、継続支援事業の経費と本事業経費の両方を充当することができるが、実績報告に当たってはそれぞれに報告する必要があることから、収支簿等を明確に分けて経理しておく必要がある。   |  |
| Q 9 | 感染症対策 | 実施要領の「留意点」に、「当該予算を学校に配分すること。」とあるが、各校への予算配分は行わず、各校で共通して必要となる物品等を学校設置者が調達し、それを各校に配分することは問題ないか。 | 各校に共通して配備する保健衛生用品等の物品購入に際し、スケールメリットを活かして安価に購入するため、配分額の一部を用いて、 <u>学校設置者において各学校等のニーズを聞き取った上で複数校分をまとめて一括購入することは問題ないが、その場合においても、感染症対策等の取り組みについて、</u> 学校長の判断で迅速かつ柔軟に実施することができるよう、「 <u>学校裁量経費</u> 」として学校規模に応じて一定額を補助することとしている本事業の趣旨を踏まえて、各校への予算配分を適切に行っていただきたい。<br><u>例えば、物品の調達等の前に、各学校設置者から各学校長等に対し、一括購入する品目、その要否等について確認するなど、十分なコミュニケーションを図っていただきたい。</u> |  |
| Q10 | 感染症対策 | 寒さ対策として暖房器具や加湿器を購入することは可能か。  | 単なる寒さ・乾燥対策としてではなく、感染対策における換気と温湿度管理の両立のため、教室や空き教室等に備える暖房器具や加湿器は対象となり得る。<br>各地域や学校等の実情に応じて必要となる感染症対策は異なるため、個々の状況により適切に御判断いただきたい。  |  |
| Q11 | 感染症対策 | 保健室等の衛生環境の向上のため、保健室備品を買い替えることは可能か。   | 保健室において体調不良者が密を避け休息をとる際に必要な寝具、間仕切り用のカーテン、パーテーションなど、感染対策を徹底するために必要な物品は対象となり得る。   |  |
| Q12 | 感染症対策 | 抗原簡易キットやPCR検査費は補助対象となるか。   | <u>抗原簡易キットについては、基本的対処方針等に基づき、文部科学省から配布している抗原簡易キットの活用を優先することとし、それでもなお不足するものに限り補助対象となる。</u><br><u>PCR検査については、学校で感染者が発生した場合、行政検査が行われることが想定されるが、当該検査の対象とならず、学校設置者や学校が教育活動の継続のためにやむを得ず同検査を必要とする場合には、その費用を補助対象として差し支えない。</u>  |  |
| Q13 | 学びの保障 | 子供たちの学習保障に係る支援について、継続支援事業の支援内容と今回の支援内容に違いはあるのか。  | 継続支援事業の支援内容と、今回の支援内容に違いはなく、学校等の実情に応じて交付申請することは可能である。  |  |